

# 9月定例会藤田議員の一般質問その2

## 農業者に対する償却資産課税を問う



### 米原市民報

日本共産党米原市会議員  
山脇正孝 Tel.52-1093  
日本共産党米原市会議員  
藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

日本共産党米原市議団の藤田議員が行った一般質問のその2です。一般質問の詳細は議会ホームページで動画を視聴ください。

#### 藤田議員の一般質問と答弁書

#### 償却資産課税の経過

**Q**、農業者から、償却資産について十分な説明がないまま課税されたとの訴えがあった。今回の経過と理由について説明ください。

**A**、固定資産税における償却資産については、申告義務があるため広報まいばらや市公式ウェブサイトに、事業者に対し申告書を提出いただくようお知らせしています。また、毎年の業務として、税務署の申告書類を活用しながら、償却資産の申告がされているかを確認しています。そこで申告がされていないことを把握した場合は、申告書の提出を求め、課税を行っています。

#### 遡及課税の人数は答弁拒否

**Q**、今回、過年度に遡及して償却資産を賦課された農業者は何人か。公平に課税されているのか。

**A**、従来、申告漏れ等が判明すれば随時申告書の提出を求め課税を行っています。具体的な人数の公表は、今後の税務調査に影響を及ぼす可能性がありますと考えておりますので、差し控えています。

#### 償却済み資産にも5%

**Q**、既に原価償却済みの農業機械等についても購入価格の5%の評価額が設定されている。5百万円、1千万円の農業機械も当たり前の時に、償却済み資産に5%を永遠に評価することは現実的ではない。それ以上

に機械の修理費等の経費は掛かっている。償却済み資産については評価を外すべきと考えるが。

**A**、償却資産は、評価の最低限度額は取得価格の5%と定まっています。固定資産税は、「所有」に担税力を見出して課税するものであり、税務会計上、償却済みであったとしても、それが除外されずに所有されている限り、固定資産税上は課税の対象となる税制度となっております。

#### 原因は市の不作為

**Q**、今まで、償却資産の申告指導が十分なされていないことが明らかである。多くの農業者は確定申告で適正に申告し、納税義務を果たしてきた。今回の状況は市の償却資産の申告指導

での不作為から発生していると思われる、多くの責任は行政側にあり、農業者に責任はないと思われる年度を遡る償却資産税は免除と減価償却済資産については非課税措置を強く求める。減価償却済資産についても償却資産税が課税される問題について問う

**A**、償却資産を適正に申告し、課税がなされた事業者との公平性を図る観点から、申告されていない事業者を把握した場合には、申告案内等を送付し、適正に申告するよう促しています。申告内容を確認し、遡及して課税を行うこともあります。

さらに、地方税法上、償却済資産であっても固定資産税の課税対象とする規定になっていきます。

**【償却資産税とは】**  
土地、家屋以外の事業用の資産で、減価償却の対象となるものです。ただし、自動車税の対象となるものは除かれます。

**【課税対象は】**  
納税者が所有する償却資産全てを合わせた課税標準額によって行なわれます。課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。基本額は設備や機械等の購入価格が基本となります。会計上、減価償却でゼロとなった後も購入価格の5%が課税標準額に算入されます。

**【税額は】**  
課税標準額に1%が課税額です。

#### 不作為で住民監査請求提出

相談された農業者の方は遡って償却資産税が課税されたことに対して市に不服申し立てをされました。また同時に住民監査請求も提出されました。

その方の話しによると「償却資産は申告納税を基本と聞いた。しかし、今まで農業機械や設備に対する償却資産税のことは聞いたこともなく、申告書が必要、農業をやっているが、やらなければ地域農業は崩壊する。そのため一生懸命やっている。市のやり方はひどい」との話でした。

#### 雑感

維新の悪事が止まらない。今日は高槻市の衆議院議員が、高槻市議2人を現職のまま「公設秘書」としており、2か所からの報酬を受け取っていたとする毎日新聞のスクープが報道されています。届出を失念していたとのことですが、その理由は通りません。国政のためにがんばっている「公設秘書」の方、また地域のために頑張っている「市会議員」、どれも片手間で出来ることではありません。「身を切る改革」を言う維新の底が知れています。維新の悪事は枚挙に暇がありません。